

狩猟者の皆様へ

猟銃による狩猟の目的で、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を遵守して、絶対に事故を起こさないようご協力願います。

記

- 1 立入禁止区域のうち、道庁・環境省による狩猟禁止区域及び全期間狩猟禁止区域における、平日や土日祝日及び年末年始の入林については、全面立入禁止となりますので、交付された図面等によりその位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を禁止します。また、林道からの発砲、若しくは林道に向かって発砲を行わないよう注意して下さい。
- 2 上記以外の立入禁止区域における土日祝日及び年末年始の入林については、業者が作業をしている場合もありますので、現地にて作業をしていないことを確認して下さい。（本日作業中等の標示があります）
- 3 図面等で提示した箇所以外でも、作業を行っている場合があります。その際は、林道ゲートや林道入口に「立入禁止」、「作業中」又は「発砲注意」と掲示しますので、そのような場所への立入りは行わないようにして下さい。
- 4 ゲートのある場所について、一般者が入り込むことのないよう必ず鍵の施錠を行い、ゲートが開けっ放しにならないようお願いします。
- 5 狩猟を行う際には、配布する「ハンター入林中」の標識をゲートに設置し（ゲートがなければ車に掲示）、狩猟中であることを明示して下さい。
- 6 他の入林者がいる場合がありますので、十分ご注意願います。
- 7 エゾシカの残滓の放置は、ヒグマを呼び寄せることにつながり、大変危険です。また、このような行為は違法となりますので絶対に行わないで下さい。
- 8 車両を使用する場合は、「狩猟入林申請書兼承認証」を申請し、承認後、この用紙を点線で折り、承認印の押された面を上にして、車両前面の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。また、他の車両の林道通行上の支障とならない場所に駐車して下さい。
- 9 林道は砂利道で道幅が狭く、見通しのきかないカーブが多いので、冬道のスリップ事故、正面衝突の危険性が高まります。林道を通行する場合には、徐行運転を行うなど交通事故防止にご協力願います。また、火気に注意し、山火事予防にもご協力願います。また、林道を通行する際に「作業中」等の看板があったら、その先では狩猟を行わないで下さい。
- 10 スノーモービルは、残滓を回収する以外の用途では国有林野内では使用できません。なお、スノーモービルは林道以外の使用を禁止しています。
- 11 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、檜山森林管理署では責任を負いませんので十分ご留意願います。

檜山森林管理署長